

大阪府企業立地促進補助金審査会 手 続 案 内

1 制度概要

大阪府の企業立地優遇制度である企業立地促進補助金は、単に企業の立地の促進を目的とするものではなく、立地及び立地後の事業展開を通じ、大阪産業の活性化に寄与していただくことを目的としているものです。

したがって、補助金の交付は、申請された案件のうち、府の施策との整合性がより高いものから優先して交付の対象とするものであり、これを適正に審査するため、外部の有識者で構成する「大阪府企業立地促進補助金審査会」に諮ることとしています。

また、同補助金のうち、先端産業の研究開発施設に対する府内投資促進補助金については、「バイオ・ライフサイエンス、ロボット、情報家電、新エネルギー等の分野において、先端的な技術又は研究開発を伴うもの」と認められる事業を対象とするため、府の施策との整合性の審査に先立ち、申請された事業の先端性を審査します。

よって、補助金の交付は、これらの審査の結果を踏まえて、予算の範囲内で決定することとしています。

2 手 続 の 概 要

- ① 最初の手続きは、補助金の交付申請です。交付申請は随時受け付けていますので、事業計画が概ね固まりましたら、なるべく早めに、府の担当者から申請書類の作成方法について説明を受けてください。

申請前に工事や機器調達に係る契約や発注が行われたものは補助の対象になりませんのでご注意ください。

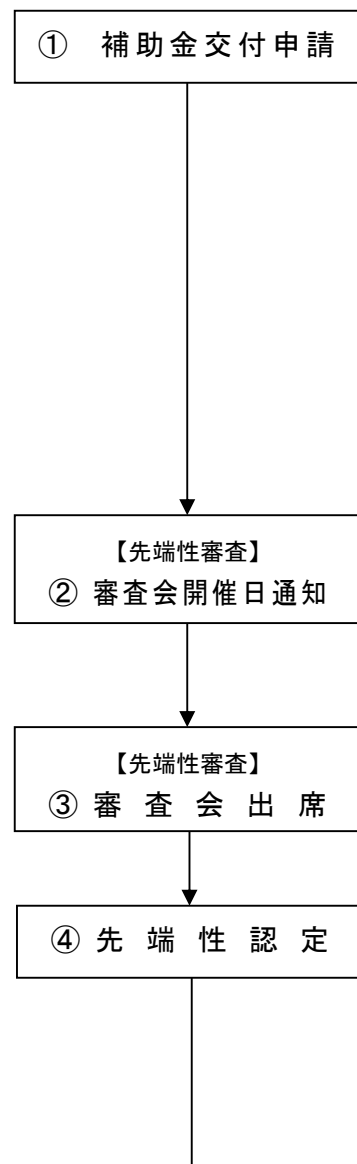
全ての交付申請を審査会の審査に諮りますが、審査会は年3回程度の開催を予定し、毎回、開催当日から20日前までに申請されたものを対象とします。

なお、申請日から30日以内であれば取り下げができます。

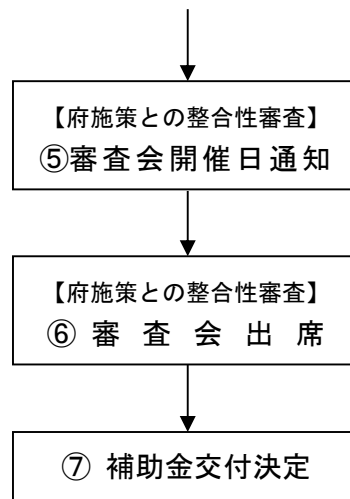
- ② 府内投資促進補助金のうち、先端産業の研究開発施設に係る申請については、まず事業の先端性を審査するため、審査会（先端性部会）を開催します。申請者には、開催日までに、審査項目に沿ったプレゼンテーションの準備をしていただきます。

- ③ 審査会当日は、申請者に事業計画等のプレゼンテーション（約15分予定）と審査委員の質疑に対する応答をしていただきます。

- ④ プレゼンテーションと質疑応答の後に審査が行われ、結果は後日書面により申請者あてに通知します。なお、先端性が認められなかった場合は、この時点で申請手続は終了し、補助金不交付の決定を申請者あてに通知します。



- ⑤ 全ての申請について、府の施策との整合性を審査します。申請者には、開催日までに、審査項目に沿ったプレゼンテーションの準備をしていただくこととなります。
- ⑥ 審査会当日は、申請者に事業計画等のプレゼンテーション（約15分予定）と審査委員の質疑に対する応答をしていただきます。
- ⑦ プレゼンテーションと質疑応答の後に審査が行われ、後日、補助金交付・不交付の決定を申請者あてに通知します。



3 提出書類

- (1) 審査会開催日の20日前まで
交付申請書類一式（各補助金の手続案内に記載されている「提出書類」のうち「補助金交付申請時に提出するもの」→「府内投資促進補助金」P8、「外資系企業進出促進補助金」P9）を提出。
- (2) 審査会当日まで
下記の書類のコピーを12部提出

| | |
|---------------------|-------------------------------------|
| 交付申請書 | (様式第1号) |
| 事業計画書 | (様式第1号の2) |
| 補助対象経費一覧 | (様式第1号の3) |
| 補助対象経費の明細 | (様式第1号の4) |
| 経費の配分調書 | (様式第1号の5) |
| 資金調達計画書及び申請者概要書 | (様式第1号の6) |
| 親会社及び子会社並びに府内事業所の状況 | (様式第1号の7) |
| 事業計画のプレゼンテーション用資料 | (様式はありませんが、A4横形式で審査項目に沿って作成してください。) |

4 審査方法

- (1) 先端性については、事業計画が、バイオ・ライフサイエンス、ロボット、情報家電、新エネルギーの分野に該当するか、また、審査にあたり設定した項目の観点からみて優れたものであるかを審査する。
- (2) すべての申請について、事業計画が、府の施策との整合性の審査にあたり設定した項目の観点からみて優れたものであるかを審査する。
- (3) 審査は、下記の認定基準に基づいて行う。

5 認定基準

【先端性審査】

下表の審査項目につき、5段階（特に優れている（5点）、優れている（4点）、普通（3点）、やや劣っている（2点）、劣っている（1点））で評価を行い、出席委員等の評価点が満点の7割以上の場合に先端性を有するものと認定。ただし、該当分野がバイオ・ライフサイエンス、ロボット、情報家電、新エネルギー以外の分野の場合は、評価点が満点の8割以上の場合に先端性を有するものと認定。

| 審査項目 | 審査内容 |
|----------------|---|
| 技術の先進性、独創性 | <ul style="list-style-type: none"> ・先進性・独創性に富んだ技術であるか ・他社と比較して技術的・学術的にどのように優れているか |
| 製品（研究）の新規性、成長性 | <ul style="list-style-type: none"> ・従来にない新しい製品（研究）であるか ・成長性、将来性はあるか |
| 成長産業分野への寄与度 | <ul style="list-style-type: none"> ・府の成長産業分野（バイオ・ライフサイエンス、ロボット、情報家電、新エネルギーの分野）の産業振興に寄与するものであるか |

【府施策との整合性審査】

下表の審査項目につき、5段階（特に優れている（5点）、優れている（4点）、普通（3点）、やや劣っている（2点）、劣っている（1点））で評価を行い、出席委員の評価点が満点の7割以上（中小企業でない場合は8割以上）の場合に補助金交付対象として適当であるものとして認定。

○ 府内投資促進補助金（先端産業の研究開発施設）、外資系企業等進出促進補助金

| 審査項目 | | 審査内容 |
|--------------------|-------------------|---|
| 1 立地する事業所で実施する事業内容 | | |
| (1) 雇用創出力 | ①事業計画における雇用者の数 | ・各補助金に設定する雇用要件を基準とし、事業規模に応じてより多くの雇用効果をもたらすものか、その実現性があるか |
| | ②事業計画における雇用形態等 | ・雇用予定者の内訳は、府内常用雇用、専門的・技術的職業技術者等を多く雇用するものか |
| (2) 事業内容 | ①府内産業への波及効果 | ・府内産業の活性化の観点から、波及効果が認められるか |
| | ②事業内容の継続性 将来性・ | ・事業内容は、継続性や将来性があるものか ・生み出される製品やサービスに発展性があるものか |
| 2 立地する事業所の機能・役割 | | ・本社、研究所、またはマザー工場等の機能が集中しているか ・管轄範囲に広域性や唯一性はあるか |
| 3 立地企業の経営基盤等 | | ・事業計画に相応する資金、技術、人材は充実しているか ・企業に継続性があるか、ビジネスモデルに市場性があるか ・ブランド力、発信力があるか |

○ 府内投資促進補助金（産業集積促進地域における工場等）

| 審査項目 | | 審査内容 |
|-----------------------|--|--|
| 1 立地する事業所で実施する事業内容 | | |
| (1) 雇用の拡充 | | ・雇用の計画について、実現性はあるか ・安定雇用の維持、拡充を図るものとなっているか |
| (2) 生産性・効率性の向上度 | | ・事業計画は、事業所の立地前後を比較して、生産性や効率性を向上させるものとなっているか |
| 2 立地する事業所の機能・役割 | | ・本社、研究所、またはマザー工場等の機能があるか ・今回の立地により、従業員の従事環境面や従来の立地場所周辺住民の生活環境面等で改善効果があるか |
| 3 立地企業の経営基盤等 | | |
| (1) 経営基盤 | | ・資金面、人材面、技術面で、今回の投資に対応できる基盤があるか ・直近年度における府税に係る徴収金を完納しているか |
| (2) 経営改善や人材育成等の取り組み状況 | | ・経営革新計画の認定等、経営改善に関する取組を行っているか ・社内外の研修等、人材の育成に取り組んでいるか ・障がい者をはじめ、就職困難者層の雇用に取り組んでいるか ・その他、地域貢献に関する取組を行っているか |
| (3) 事業実績 | | ・成長性や継続性を期待できる事業実績や取組（技術面、経営面等におけるアピール点）はあるか |

6 注 意 事 項

- (1) 府の国際戦略総合特区に係る事業計画として認定され、府税の軽減措置を受ける事業者は、当該事業計画をもって本補助金の交付を申請することができません。
- (2) 補助金の交付申請を行った者が、補助金交付対象者として適当であると認定されるまでに、不正行為目的で故意に委員及び専門委員に接触する等不正行為を行ったことが判明した場合は、審査会の答申前の場合は諮問を取り止め、答申後の場合であって当該認定がなされている場合は、これを取り消します。

(MEMO)

お問い合わせ先

大阪府 商工労働部 成長産業振興室

国際ビジネス・企業誘致課 誘致推進グループ

〒559-8555 大阪市住之江区南港北 1-14-16 大阪府咲洲庁舎 25F

電 話 06-6210-9406・9482 (直通) F A X 06-6210-9296